大雨被害にあわれた会員の方々

この度の記録的大雨被害において、さぞご心労のことと存じます。
当会一同、心よりお見舞い申し上げます。
被害が大きく復旧に向け進んでいるところかと存じますが、くれぐれもご自愛の上、
安全第一にお過ごしくださいますようお願い申し上げます。
さて、当会ならびに日本理学療法士協会では見舞金制度を設定しております。
下記の通り案内いたしますので、一読いただき該当される方は、鹿児島県理学療法士協会事務局まで手続きいただけますようお願いいたします。
地域の復興ならびに会員の方々が少しでも早く元の生活に戻れるよう心よりお祈り申し上げます。

2025 年 8 月　鹿児島県理学療法士協会　会長　平名章二

～手続き方法について～

**□鹿児島県理学療法士協会見舞金等の支給に関する規程はこちらをご参照ください。**

一部抜粋
（被災見舞金）
第 5 条　正会員が火災、水災、震災、その他の災害によって住居に損害を被った場合には、会員本人の申請により、次の各号の区分で被災見舞金を支給する。ただし、本会への未払い納入金がある場合はこれを認めない。

（1）全焼、全壊　：10,000 円
（2）半焼、半壊　：　5.000 円
（3）一部焼失、一部損壊、床上浸水など：　3,000 円

2　前項の申請は、会員本人が定められた申請書に必要事項を記入、押印のうえ、罹災証明書等を添付して事務局へ提出し、申請書に記載された指定口座への振込みとする。
（請求権の消失）
第 6 条　この規程に定める請求権は、特別の定めがない限り、死亡弔慰金等については給付事由発生後 3 か月、被災見舞金については給付事由発生後 1 年で消滅する。

**□日本理学療法士協会見舞金支給および年会費免除のご案内について**

見舞金支給および年会費免除のご案内について｜災害時に備えよう！｜公益社団法人 日本理学療法士協会

上記 URL 参照し、PDF ファイルをご確認いただき、それぞれの規準に該当する方は、
「見舞金・弔慰金および会費免除申請書」に必要事項を記入のうえ、
自治体が発行する「罹災証明書(コピーで可)」を添付してご所属の士会事務局へご郵送ください。　**申請期限：発災日から 3 か月以内**

鹿児島県分＋日本理学療法士協会分と合わせて、下記事務局まで郵送ください。罹災証明は 1 部で構いません。

罹災証明を取得する → 鹿児島県分の申請書を記入 / 日本理学療法士協会分の申請書を記入 → すべて同封し、県士会へ郵送する

こちらで一括して受け付けし、日本理学療法士協会へは申請いたします。

＜送付先＞
〒890-0063　鹿児島市鴨池 1 丁目 48 番 25 号
鹿児島県理学療法士協会事務局　　宛

ご不明な点などございましたら下記アドレスまでご連絡ください。
E‐mail：infokpta@po.minc.ne.jp